

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 4月17日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市港区海岸通二丁目1番11号	
氏名 株式会社 大都	
代表取締役 間口 豪	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6574-0128	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 大都 大阪本社
事業場の所在地	大阪府大阪市港区海岸通2-1-11
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	07：個別工事業（設備工事業を除く）
②事業の規模	売上高 442,270万円
③従業員数	175名（令和6年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→再生処理業者に委託し、再生砕石・再生路盤材として再資源化。木くず→再生処理業者に委託し、チップ（燃料用）として再資源化。繊維くず→再生処理業者に委託しRPF燃料として再資源化。ガラスくず→中間処理業者に委託し破碎、管理型埋立処分。廃プラスチック類→中間処理業者に委託し破碎してRPF原料として再資源化又は、中間処理業者に委託し、焼却してセメント材料として再資源化。がれき類（石綿含有）、ガラスくず等（石綿含有）、廃プラスチック（石綿含有）、汚泥（石綿含有）→直接委託し、埋立最終処分。水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック、ガラスくず、金属くず）→中間処理業者に委託し、破碎・選別し、水銀を取り除いたガラスはグラスウール（建築用断熱材）としてリサイクルし、吸着した水銀及び蛍光灯残渣は管理型最終埋立処分、直型蛍光管の両サイドのアルミ部分はマテリアルリサイクル。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 社長―執行役員本部長兼東京支店長―上席執行役員大阪本店長一次長（安全衛生環境担当） （＝廃棄物処理統括責任者）―各現場担当者（＝各現場の産業廃棄物管理担当者・特別管理産業廃棄物管理責任者）、統括工事長、上級工事長、工事長、工事長補佐、工事担当 ※分担は下記。 ・廃棄物処理統括責任者・・・廃棄物処理に関する計画書・実績報告書の作成、監督諸官庁への各種報告、教育等。 ・各現場の産業廃棄物管理担当者・特別管理産業廃棄物管理責任者・・・委託契約の締結、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物（照明器具） 木くず	
	排 出 量	0.1 t	111.1 t
	（これまでに実施した取組） 極力、再資源化しやすくなるように、工法の改善（がれき類・木くず・建設系混合廃棄物（管理型含む）（がれき類、木くず、紙くず））の実施。極力、優良認定処理業者への委託（木くず・廃石綿等・水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック、ガラスくず、金属くず））の実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物（照明器具） 木くず	
	排 出 量	0.1 t	100 t
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取り組みを実施予定。極力、再生利用登録業者の使用。優良認定処理業者への委託の増加。「リユース解体工法」研究開発の推進。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類、廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず、ガラスくず等は、分別するとともに、がれき類（石綿含有）、ガラスくず等（石綿含有）、廃プラスチック（石綿含有）、汚泥（石綿含有）、廃石綿については、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、石綿が飛散しないように専用の袋に入れて保管を実施。水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック、ガラスくず、金属くず）については、割れないように他の廃棄物と確実に分別、割れないように専用のダンボール箱又はプラボードBOXに入れての排出を実施。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記に加え、建設系混合廃棄物（管理型含む）（がれき類、木くず、紙くず）の分別化・減量化を、一層、推進・徹底する。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）
77.5 t	4000 t	62.9 t	47.6 t

②計画

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）
70 t	3600 t	57 t	43 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石綿等			
4 t	t	t	t

②計画

廃石綿等			
3 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当無し。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物（照明器具）	木くず [※]
	全 処 理 委 託 量	0.1 t	111.1 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.1 t	111.1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	111.1 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を、契約直前に廃棄物処理統括責任者が委託内容を確認してから、締結し、実施している。・可能な限り、木くずについては、再生事業者登録業者を使用している。・がれき類・木くず・ガラスくず等・水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック、ガラスくず、金属くず）・建設系混合廃棄物（管理型含む）（がれき類、木くず、紙く		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）
77.5 t	4000 t	62.9 t	47.6 t
77.5 t	3560 t	62.9 t	47.6 t
t	3560 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃石綿等			
4 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物（照明器具）	木くず
	全 処 理 委 託 量	0.1 t	100 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.1 t	100 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	100 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き、再生事業者登録の有る業者及び優良認定業者から、可能な限り選定し使用する。既に、平成23年度下期から、一部の現場で電子マニフェストを導入しており、令和5年度においても3現場にて電子マニフェストを使用した。・今後も一層電子マニフェストの利用を進める為、電子マニフェスト使用可能な処理業者から選定する。・また、再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。・委託先処理業者については、事前に現地確認を、引き続き一層徹底して実施する。		
※事務処理欄			

②計画

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）
70 t	3600 t	57 t	43 t
70 t	3204 t	57 t	43 t
t	3204 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

廃石綿等			
3 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

